

取引説明書(LION CFDのお客様用)対比表

2023年11月20日

(青字部分は追加・変更、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>1. 店頭 CFD 取引(「LION CFD」)</p> <p>「LION CFD」とは、インターネット環境で行う店頭 CFD 取引の名称です。店頭 CFD 取引とは、一定の資金を取引業者に預けることにより少額の資金で大きな取引を行うことができる取引をいい、その決済方法は、約定代金(想定元本)の受渡を伴わず、買った銘柄を転売もしくは売った銘柄を買戻すことで、売買の差額のみを決済する差金決済となっております。店頭 CFD 取引により生じる損益は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 売買差損益金</p> <p>安(高)く買った銘柄を高(安)く転売または高(安)く売った銘柄を安(高)く買戻すという売買による差益(損)。</p> <p>(2) 価格調整額</p> <p>商品先物を原資産とする CFD 取引は、当社が定める日の未決済ポジションに対して当社が定めた価格調整額が発生します。価格調整額は、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益を調整するものです。</p> <p>(3) 金利調整額</p> <p>株価指数、ETF(上場投資信託)、ETN(指標連動証券)を原資産とする CFD 取引は、当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額(買建玉を保有している場合は支払い、売建玉を保有している場合は受取り)が発生します。金利調整額は、金利水準が各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映するため変動します。そのため、売建玉を保有している場合でも、マイナス金利となる際は、当社への支払いとなります。金利はリクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。</p> <p>(4) 権利調整額</p> <p>株価指数、ETF、ETN を原資産とする CFD 取引において、配当金・分配金の各権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた</p>	<p>1. 店頭 CFD 取引(「LION CFD」)</p> <p>「LION CFD」とは、インターネット環境で行う店頭 CFD 取引の名称です。店頭 CFD 取引とは、一定の資金を取引業者に預けることにより少額の資金で大きな取引を行うことができる取引をいい、その決済方法は、約定代金(想定元本)の受渡を伴わず、買った銘柄を転売もしくは売った銘柄を買戻すことで、売買の差額のみを決済する差金決済となっております。店頭 CFD 取引により生じる損益は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 売買差損益金</p> <p>安(高)く買った銘柄を高(安)く転売または高(安)く売った銘柄を安(高)く買戻すという売買による差益(損)。</p> <p>(2) 価格調整額</p> <p>商品先物を原資産とする CFD 取引は、当社が定める日の未決済ポジションに対して当社が定めた価格調整額が発生します。価格調整額は、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益を調整するものです。</p> <p>(23) 金利調整額</p> <p>株価指数、ETF(上場投資信託)、ETN(指標連動証券)を原資産とする CFD 取引は、当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額(買建玉を保有している場合は支払い、売建玉を保有している場合は受取り)が発生します。金利調整額は、金利水準が各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映するため変動します。そのため、売建玉を保有している場合でも、マイナス金利となる際は、当社への支払いとなります。金利はリクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。また、ETF を原資産とする CFD 取引では、金利調整額に借入金利調整額を含みます。借入金利調整額は原資産となる ETF の調達に困難な状況で発生することがあり、売建玉を保有している場合に支払いとなります。借入金利調整額は原資産となる ETF の貸借需給関係等によって変動し、リクィディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。</p> <p>(34) 権利調整額</p> <p>株価指数、ETF、ETNを原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数の構成銘柄の配当金の権利確定日・原資産と</p>

場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。一方、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイディティプロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額を受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額を支払います。権利調整額は当社のリクイディティプロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。

新設

なるETFの分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。≡
≡但し、株価指数を原資産とするCFD取引において、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイディティプロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額≡の受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額≡の支払いとなる場合があります。権利調整額は各国の所得税等を考慮して決定するため、発行会社等が発表している数値と異なる場合があります。権利調整額は当社のリクイディティプロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。

(4)コーポレートアクション等

原資産にコーポレートアクション(現金配当など経済的権利に実質的な影響が及ばないものを除きます)、上場廃止等が発生した場合は、当社は、原則、決済期日を定めた上で、新規建て注文を停止します。その場合、当該銘柄の発注済み注文は原則、全て取り消しいたします。なお、建玉を決済期日までに決済されなかったときには、当該建玉は決済期日の終了以降に未約定の決済注文を取り消した上で、当社の任意の価格及び日時でお客様の計算において反対売買により強制決済されます。また、海外市場に上場する有価証券においては、コーポレートアクション等に関する情報を適宜入手することができず、決済期日までの期間が短期間である場合や急遽、強制決済に至る場合があります。

6. 取引時間

・米国東部標準時間採用時

日本時間 月曜日午前8時00分から翌午前7時00分まで(土曜日は午前6時30分まで)

・米国東部夏時間採用時

日本時間 月曜日午前7時00分から翌午前6時00分まで(土曜日は午前5時30分まで)

ただし、日締め作業のため、日本時間午前6時59分頃(米国東部夏時間採用時は午前5時59分頃)に通信が切断されます。

6. 取引時間

株価指数を原資産とするCFD取引

・米国東部標準時間採用時

日本時間 月曜日～金曜日午前8時00分から翌午前7時00分まで(土曜日は午前6時30分まで)

・米国東部夏時間採用時

日本時間 月曜日～金曜日午前7時00分から翌午前6時00分まで(土曜日は午前5時30分まで)

ただし、日締め作業のため、日本時間午前6時59分頃(米国東部夏時間採用時は午前5時59分頃)に通信が切断されます。

ETFを原資産とするCFD取引

・米国東部標準時間採用時

日本時間 月曜日～金曜日午後11時33分から翌午前5時57分

	<p>・米国東部夏時間採用時</p> <p>日本時間 月曜日～金曜日午後 10 時 33 分から翌午前 4 時 57 分</p>
<p>9. 価格調整額</p> <p>商品先物を原資産とする CFD 取引において、当社が定める日の未決済ポジションに対して当社が定めた価格調整額が発生します。価格調整額は、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益を調整するものです。対象原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、対象原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。</p>	<p>9. 価格調整額</p> <p>商品先物を原資産とする CFD 取引において、当社が定める日の未決済ポジションに対して当社が定めた価格調整額が発生します。価格調整額は、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益を調整するものです。対象原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、対象原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。</p>
<p>10. 金利調整額</p> <p>株価指数、ETF(上場投資信託)、ETN(指標連動証券)を原資産とする CFD 取引は、当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額(買建玉を保有している場合は支払い、売建玉を保有している場合は受取り)が発生します。金利調整額は、金利水準が各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映するため変動します。そのため、売建玉を保有している場合でも、マイナス金利となる際は、当社への支払いとなります。金利はリクイディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。</p>	<p>109. 金利調整額</p> <p>株価指数、ETF(上場投資信託)、ETN(指標連動証券)を原資産とする CFD 取引は、当日の取引終了時における未決済ポジションに対して当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料として金利調整額(買建玉を保有している場合は支払い、売建玉を保有している場合は受取り)が発生します。金利調整額は、金利水準が各国の経済事情や政治情勢等様々な要因を反映するため変動します。そのため、売建玉を保有している場合でも、マイナス金利となる際は、当社への支払いとなります。金利はリクイディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。また、ETF を原資産とする CFD 取引では、金利調整額に借入金利調整額を含みます。借入金利調整額は原資産となる ETF の調達に困難な状況で発生することがあり、売建玉を保有している場合に支払いとなります。借入金利調整額は原資産となる ETF の貸借需給関係等によって変動し、リクイディティプロバイダーより提供されるレートを基に当社が決定します。</p>
<p>11. 権利調整額</p> <p>株価指数、ETF、ETN を原資産とする CFD 取引において、配当金・分配金の各権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。買建玉を保有している場合は権利調整額を受け取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。一方、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイディティプロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額を受け取り、買建玉を保有している場合に権利調整額を支払います。権利調整額は当社のリクイディティプロバイダーより提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。</p>	<p>1110. 権利調整額</p> <p>株価指数、ETF、ETNを原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数の構成銘柄の配当金の権利確定日・原資産となる ETF の分配金の各権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合、これらの権利調整額が建玉に発生します。一般に建玉の保有数に応じて、買建玉を保有している場合は権利調整額を受け取り、売建玉を保有している場合は権利調整額を支払います。＝＝但し、株価指数を原資産とする CFD 取引において、原資産となる株価指数自体が配当金を考慮している指数の場合等は、使用するリクイディティプロバイダーによっては、売建玉を保有している場合に権利調整額の受取り、買建玉を保有している場合に権利調整額の支払いとなる場合があります。権利調整額は各国の所得税等を考慮して決定するため、発行会社等が発表している数値と異なる場合があります。権利調整額は当社のリクイディティプロバイダー</p>

	<p>より提供された予想配当金・予想分配金相当額を基に当社が決定します。なお、権利調整額は当社の判断により修正する可能性があります。また、原資産のコーポレートアクションの発生によって権利調整額が発生する場合があります。</p>
<p>新設</p>	<p>11. コーポレートアクション等発生時の取扱い</p> <p>原資産にコーポレートアクション(現金配当など経済的権利に実質的な影響が及ばないものを除きます)、上場廃止等が発生した場合は、当社は、原則、決済期日を定めた上で、新規建て注文を停止します。その場合、当該銘柄の発注済みの注文は原則、取り消しいたします。なお、建玉を決済期日までに決済されなかったときには、当該建玉は決済期日の終了以降に未約定の決済注文を取り消した上で、当社の任意の価格及び日時でお客様の計算において反対売買により強制決済されます。また、海外市場に上場する有価証券においては、コーポレートアクション等に関する情報を適宜入手することができず、決済期日までの期間が短期間である場合や急遽建玉が強制決済に至る場合があります。</p>
<p>17. 提示レート</p> <p>(1) 提示レートとは、取引画面上に表示されている ASK レートと BID レートのことをいい、お客様は ASK レートで買い付け、BID レートで売り付けることができます(このような買い付け価格と売り付け価格の差のことを「スプレッド」といいます。)。当社の提示レートは、カバー先からの配信レートに基づき、当社の表示する銘柄毎のスプレッドや流動性等を考慮して生成したものととなります。</p> <p>ただし、すべてのカバー先からの配信レートは膨大な個数となるため、すべての配信レートに対して提示レートを生成することは困難であることから、当社では、銘柄毎に異なる一定間隔でカバー先からの配信レートを扱い、提示レートを生成しております。また、お客様の取引画面上に表示されるレートは、銘柄等によって、更新間隔が異なり、さらに取引ツールによって、提示レートが自動更新ではないもの、更新間隔を選択できるもの等がありますので、当社で生成したすべての提示レートではありません。また、通常時において自動更新であったものが通信状況等の理由によっては、更新されない場合もあり、お客様の取引画面上に表示されている提示レートが、当社サーバにおける最新レートとは異なる場合があります。そのため、お客様の画面への提示レートと約定レートに差が発生することがあります(このように提示価格と約定価格に差が発生することを「スリッページ」といいます。)。なお、LION CFD のシステム上の呼び値の単位は、ホームページに掲載の必要証拠金一覧表の呼び値の最小変動単位を 1pip として表示しております。</p> <p>また、当該国の市場が開いている時間帯以外の流動性が乏しい状況下では提示レートが生成されないことがあり、提示レートが生成</p>	<p>17. 提示レート</p> <p>(1) 提示レートとは、取引画面上に表示されている ASK レートと BID レートのことをいい、お客様は ASK レートで買い付け、BID レートで売り付けることができます(このような買い付け価格と売り付け価格の差のことを「スプレッド」といいます。)。当社の提示レートは、カバー先からの配信レートに基づき、当社の表示する銘柄毎のスプレッドや流動性等を考慮して生成したものととなります。</p> <p>ただし、すべてのカバー先からの配信レートは膨大な個数となるため、すべての配信レートに対して提示レートを生成することは困難であることから、当社では、銘柄毎に異なる一定間隔でカバー先からの配信レートを扱い、提示レートを生成しております。また、お客様の取引画面上に表示されるレートは、銘柄等によって、更新間隔が異なり、さらに取引ツールによって、提示レートが自動更新ではないもの、更新間隔を選択できるもの等がありますので、当社で生成したすべての提示レートではありません。また、通常時において自動更新であったものが通信状況等の理由によっては、更新されない場合もあり、お客様の取引画面上に表示されている提示レートが、当社サーバにおける最新レートとは異なる場合があります。そのため、お客様の画面への提示レートと約定レートに差が発生することがあります(このように提示価格と約定価格に差が発生することを「スリッページ」といいます。)。なお、LION CFD のシステム上の呼び値の単位は、ホームページに掲載の必要証拠金一覧表の呼び値の最小変動単位を 1pip として表示しております。</p> <p>また、当該国の市場が開いている時間帯以外の流動性が乏しい状況下では提示レートが生成されないことがあり、提示レートが生成</p>

<p>されない間は成行注文およびストリーミング注文、指値注文、逆指値注文、ロスカットを含む全ての注文が執行されません。そのため、提示レートの配信停止中(当該国市場の閉鎖中)の相場変動によっては、別途提示しています「リスク説明書」に記載の「流動性のリスク」、「取引時間外のリスク」と同様のリスクが発生する場合があります。</p> <p>(2)、(3)省略</p>	<p>されない間は成行注文およびストリーミング注文、指値注文、逆指値注文、ロスカットを含む全ての注文が執行されません。そのため、提示レートの配信停止中(当該国市場の閉鎖中)の相場変動によっては、別途提示しています「リスク説明書」に記載の「流動性のリスク」、「取引時間外のリスク」と同様のリスクが発生する場合があります。</p> <p>(2)、(3)省略</p>
<p>18. 約定レート</p> <p>約定レートとは、注文が執行され、約定したレートのことをいい、18. に定める注文の種類によって、注文の執行時点が異なるため、約定レートの取扱いも異なります。</p> <p>※大口の成行注文、逆指値注文は、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド(不利なレート)で約定する場合があります。これは、成行注文および逆指値注文が約定を優先する注文であることおよびカバー先がその時々流動性や金融市場の状態によって取引数量に制限を設ける場合があることに起因するものです。</p> <p>例えば、最良のレートを提示しているカバー先が取引数量の制限をしている状況で、大口の成行注文または逆指値注文を発注した場合、制限を超える大口注文は、受け入れてもらえず、約定させることができません。成行注文および逆指値注文は、約定を優先する注文であるため、他のカバー先のうち、大口注文を受け入れられるカバー先のレートで約定させることになり、結果として、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド(不利なレート)での約定となるというものです。</p>	<p>18. 約定レート</p> <p>約定レートとは、注文が執行され、約定したレートのことをいい、18.20. に定める注文の種類によって、注文の執行時点が異なるため、約定レートの取扱いも異なります。</p> <p>※大口の成行注文、逆指値注文は、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド(不利なレート)で約定する場合があります。これは、成行注文および逆指値注文が約定を優先する注文であることおよびカバー先がその時々流動性や金融市場の状態によって取引数量に制限を設ける場合があることに起因するものです。</p> <p>例えば、最良のレートを提示しているカバー先が取引数量の制限をしている状況で、大口の成行注文または逆指値注文を発注した場合、制限を超える大口注文は、受け入れてもらえず、約定させることができません。成行注文および逆指値注文は、約定を優先する注文であるため、他のカバー先のうち、大口注文を受け入れられるカバー先のレートで約定させることになり、結果として、取引画面上に提示されているレートより広いスプレッド(不利なレート)での約定となるというものです。</p>
<p>35. 必要証拠金</p> <p>1Lotあたりの必要証拠金は、前営業日のニューヨーク時間 17 時のレートを参考にした基準値を基に算出します。基準値から 1Lotあたりの想定元本(基準値×1.1×1Lotあたりの取引単位×円転換レート)を算出し、原則、株価指数 CFD の場合 10%、債券 CFD の場合 2%、その他有価証券 CFD の場合 20%を乗じた金額(100 円未満切り上げ)を取引日当日に適用する変動制とします。</p> <p>詳細はホームページをご確認ください。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。</p>	<p>35. 必要証拠金</p> <p>1Lotあたりの必要証拠金は、前々営業日のニューヨーク時間 17 時取引終了時のレートを参考にした基準値を基に算出します。基準値から 1Lotあたりの想定元本(基準値×1.1×1Lotあたりの取引単位×円転換レート)を算出し、原則、想定元本に株価指数関連 CFD の場合 10%を最小値として、債券 CFD の場合 2%、その他有価証券 CFD の場合 20%を乗じた金額(100 円未満切り上げ)を取引日当日に適用する変動制とします。</p> <p>但し、銘柄によりこの比率は異なります。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。</p> <p>*「1.1」は必要証拠金を算出するにあたり、当社の株価指数関連 CFD の想定元本を計算するための固定のファクターです。</p> <p>詳細はホームページをご確認ください。なお、必要証拠金は、予告なく変更する場合があります。</p>
<p>40. バッドティック(異常値)での約定の取扱い</p> <p>バッドティックとは、何らかの原因により実際の市場レートから乖離したレートが提示されることをいいます。当社のお客様への提示レート</p>	<p>40. バッドティック(異常値)での約定の取扱い</p> <p>バッドティックとは、何らかの原因により実際の市場レートから乖離したレートが提示されることをいいます。当社のお客様への提示レート</p>

<p>は 17. 記載のとおりに生成しておりますが、カバー先のレート誤配信等が原因で、市場レートとかい離した誤ったレートが提示レート（以下、市場レートとかい離した異常な提示レートを「バッドティックレート」といいます。）として生成されたことによりお客様の注文がバッドティックレートで約定し、本来は発生する必要のない利益または損失が発生することがあります。このようなバッドティックレートでの約定については、約定を取消すか本来約定すべきであったレートに約定レートを訂正させていただきます。約定の取消または約定レートの訂正を行った結果、本来得られるはずではなかった利益が発生していた場合は利益の返還をしていただくことになり、本来発生するはずではなかった損失が発生していた場合は損失を返還させていただきますこととなります。</p> <p>なお、お客様への提示レートがバッドティックレートであったかどうかは当社の判断において決定し、バッドティックレートであったと判断した場合は、該当するお客様に対し電話、電子メール等で速やかに連絡いたします。</p>	<p>は 17. 記載のとおりに生成しておりますが、カバー先のレート誤配信等が原因で、市場レートとかい乖離した誤ったレートが提示レート（以下、市場レートとかい乖離した異常な提示レートを「バッドティックレート」といいます。）として生成されたことによりお客様の注文がバッドティックレートで約定し、本来は発生する必要のない利益または損失が発生することがあります。このようなバッドティックレートでの約定については、約定を取消すか本来約定すべきであったレートに約定レートを訂正させていただきます。約定の取消または約定レートの訂正を行った結果、本来得られるはずではなかった利益が発生していた場合は利益の返還をしていただくことになり、本来発生するはずではなかった損失が発生していた場合は損失を返還させていただきますこととなります。</p> <p>なお、お客様への提示レートがバッドティックレートであったかどうかは当社の判断において決定し、バッドティックレートであったと判断した場合は、該当するお客様に対し電話、電子メール等で速やかに連絡いたします。</p>
<p>43. 決済期限</p> <p>決済の期限は、原則として無期限となっており、お客様がポジションを決済しない限り、日々ロールオーバーされ、自動的に決済日が翌営業日以降に繰り延べられます。</p>	<p>43. 決済期限</p> <p>決済の期限は、原則として無期限となっており、お客様がポジションを決済しない限り、日々ロールオーバーされ、自動的に決済日が翌営業日以降に繰り延べられます。但し、原資産にコーポレートアクション等が発生した場合は、当社は、原則、新規建て注文を停止した上で決済期日を定める場合があります。</p>
<p>店頭 CFD 取引に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASK(アスク)～・買戻し (かいもどし) 省略 ・価格調整額(かかくちようせいがく) <p>商品先物を原資産とする CFD 取引において、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益の調整額のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバー取引(カバーとりひき) <p>金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭 CFD 取引の CFD レートの変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭 CFD 取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ、店頭デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ) <p>店頭 CFD 取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融</p>	<p>店頭 CFD 取引に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASK(アスク)～・買戻し (かいもどし) 省略 ・価格調整額(かかくちようせいがく) <p>商品先物を原資産とする CFD 取引において、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益の調整額のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバー取引(カバーとりひき) <p>金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭 CFD 取引の CFD レートの変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭 CFD 取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ、店頭デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株価指数関連 CFD 取引 <p>株価指数、株価指数に連動する ETF(上場投資信託)を原資産とする店頭 CFD 取引(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 117 条第 20 項第 2 号に規定する株価指数関連店頭デリバティブ取引)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ) <p>店頭 CFD 取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融</p>

<p>商品取引法による登録を受けた者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利調整額(きんりちょうせいがく) <p>株価指数、ETF(上場投資信託)、ETN(指標連動証券)などを原資産とする CFD 取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合に発生する調整額のこと。当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料を基に決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原資産(げんしさん) <p>デリバティブ取引の取引対象となる資産のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原資産市場(げんしさんしじょう) <p>原資産が取引されている取引所市場。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利調整額(けんりちょうせいがく) <p>株価指数、株式、ETF、ETN を原資産とする CFD 取引において配当金・分配金の支払いやコーポレートアクションが行われた際に権利所有者が受け取ることができる権利を CFD 保有者にも付与するためのもの。配当金や分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合に発生します。また、コーポレートアクションによっても権利調整額が発生する場合があります。</p> <p>以下、省略</p>	<p>商品取引法による登録を受けた者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利調整額(きんりちょうせいがく) <p>株価指数、ETF(上場投資信託)、ETN(指標連動証券)などを原資産とする CFD 取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合に発生する調整額のこと。当社がカバー取引を行う際に発生する金利および貸株料を基に決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原資産(げんしさん) <p>デリバティブ取引の取引対象となる資産のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原資産市場(げんしさんしじょう) <p>原資産が取引されている取引所市場。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利調整額(けんりちょうせいがく) <p>株価指数、株式、ETF、ETNなどを原資産とする CFD 取引において配当金・分配金の支払いやコーポレートアクションが行われた際に権利所有者が受け取ることができる権利を CFD 保有者にも付与するためのもの。配当金や分配金の権利確定日の取引終了時点で建玉を保有していた場合に発生します。また、コーポレートアクションによっても権利調整額が発生する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートアクション <p>株式分割、株式併合、株式移転・交換、合併等の有価証券の価値に影響を与える有価証券の発行する企業の財務上の意思決定をいいます。</p> <p>以下、省略</p>
<p>2022年11月28日現在</p>	<p>2023年11月20日現在</p>